

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年5月21日)

- 鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画(鳥取県警察特定事業主行動計画)の策定について 2
(警務部警務課)

警 察 本 部

鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画
(鳥取県警察特定事業主行動計画)の策定について

令和7年5月21日
警察本部
(警務部警務課)

1 趣旨

本県警察においては、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画のほか、働き方改革、女性職員の活躍及び全職員のワークライフバランスを推進するための総合的な計画として、令和2年3月、「鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画」(計画期間：令和2年4月～令和7年3月(以下「旧計画」という。))を策定し、各種施策に取り組んできた。この度、旧計画の計画期間が終了したことから、働き方改革の一層の推進、幹部による適切なマネジメント、仕事と私生活の両立支援等の更なる実現に向けて、新たに、「鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画」を策定する。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 推進方策

(1) 推進計画等の周知

各種研修会、教養資料等を有効に活用し、全職員に推進計画の内容を周知

(2) 推進計画に関する職員からの提案、相談等への対応

提案制度や警察職員ピアサポート制度等の積極的な活用

(3) 推進計画の進捗状況の分析、評価等

警務課企画室において、随時推進計画の進捗状況の分析、評価等を実施

4 計画の内容

旧計画に引き続き、「働き方改革に関するもの」、「女性職員の活躍推進に関するもの」、「ワークライフバランスの推進に関するもの」及び「その他の次世代育成支援に関するもの」の4つの推進項目からなる推進計画を策定

5 推進計画内の数値目標

(1) 女性警察官の割合

令和12年度までに全警察官に占める女性警察官の割合を14%とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R12
女性警察官の割合	11.1%	11.6%	12.2%	12.7%	12.9%	14%

(2) 年次有給休暇等の平均取得日数(夏季特別休暇を含む。)

夏季特別休暇5日間を含め、年間20日以上の子年次有給休暇等の取得を目指す。

年	R2	R3	R4	R5	R6	
年次有給休暇等の平均取得日数 (夏季特別休暇を含む。)	16.9日	17.7日	18.8日	19.4日	19.3日	20日以上

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加休暇合計の取得率

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得について、合計5日以上の取得率100%を目指す。

年度	R2	R3	R4	R5	R6(暫定)	
配偶者出産休暇及び 育児参加休暇合計の取得率	76.7%	98.6%	96.8%	100.0%	92.3%	合計5日以上の 取得率100%

(4) 男性職員の育児休業取得率

男性職員の2週間以上の育児休業取得率85%を目指す。

年度	R2	R3	R4	R5	R6(暫定)	
男性職員の育児休業取得率	53.3%	85.1%	63.1%	116.9%	91.0%	2週間以上の 取得率85%

(5) 職員一人当たりの月平均時間外勤務(追加)

職員一人当たりの月平均時間外勤務について平均18時間以内を目指す。

年	R2	R3	R4	R5	R6	
職員一人当たりの 月平均時間外勤務(追加)	15.7時間	15.5時間	17.5時間	18.1時間	18.5時間	18時間以内

6 推進計画及び実施状況の公表

策定した推進計画及び推進計画に基づく取組の実施状況については、県警ホームページへの掲載により公表する。